

地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

○ 地域再生法施行令（平成十七年政令第五百一十一号）	1
○ 農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）	2
○ 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）	3
○ 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）	4
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）	5

改 正 案	現 行
<p>（地域農林水産業振興施設）</p> <p>第七條 法第五條第四項第十三号の政令で定める施設は、主として次に掲げる事業を行う施設その他農林水産省令で定める施設とする。</p> <p>一～五 （略）</p>	<p>（地域農林水産業振興施設）</p> <p>第七條 法第五條第四項第十一号の政令で定める施設は、主として次に掲げる事業を行う施設その他農林水産省令で定める施設とする。</p> <p>一～五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第五十六条の政令で定める業務）</p> <p>第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行う業務</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 地域再生法第十七条の五十七第二項の農林水産省令 同条第一項の協議</p> <p>ハトト （略）</p>	<p>（法第五十六条の政令で定める業務）</p> <p>第十四条 法第五十六条の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のイからトまでに掲げる命令で都道府県機構が定められている場合における当該イからトまでに定める協議において都道府県機構が行う業務</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 地域再生法第十七条の三十六第二項の農林水産省令 同条第一項の協議</p> <p>ハトト （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第十六号まで、第二項第一号、第二号及び第四号から第六号まで並びに第三項の事業 独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第三条第一項、都市再開発法第二条の二第一項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十九条第一項の規定による施行者である場合を除く。）</p> <p>十五・十六 （略）</p>	<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第十六号まで、第二項第一号から第五号まで及び第三項の事業 独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第三条第一項、都市再開発法第二条の二第一項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十九条第一項の規定による施行者である場合を除く。）</p> <p>十五・十六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第十六号まで、第二項第一号、第二号及び第四号から第六号まで並びに第三項の事業 独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第三条第一項、都市再開発法第二条の二第一項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十九条第一項の規定による施行者である場合を除く。）</p> <p>十五・十六（略）</p>	<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第十六号まで、第二項第一号から第五号まで及び第三項の事業 独立行政法人都市再生機構（土地区画整理法第三条第一項、都市再開発法第二条の二第一項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十九条第一項の規定による施行者である場合を除く。）</p> <p>十五・十六（略）</p>

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>十六 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業に関すること。</p> <p>十七 四十五（略）</p> <p>（物流政策課の所掌事務）</p> <p>第四十六条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 地域再生法第十七条の三十六第四項第十二号に規定する住宅団地再生貨物運送共同化事業に関すること。</p> <p>五 十（略）</p> <p>（情報政策課の所掌事務）</p> <p>第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 総合政策局の所掌事務（第四条第三十九号から第四十三号までに掲げるものに限る。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関するこ</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十六 四十四（略）</p> <p>（物流政策課の所掌事務）</p> <p>第四十六条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 九（略）</p> <p>（情報政策課の所掌事務）</p> <p>第五十一条 情報政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 総合政策局の所掌事務（第四条第三十八号から第四十二号までに掲げるものに限る。）に関する基本的な政策の企画及び立案に関するこ</p>

二  
〜  
四 と。  
(略)

二  
〜  
四 と。  
(略)